大阪開催

法令・通達から読み解く 自社株対策のリスク

平成29年 **12月12日 火**

FP資格更新制度対応 FP 継続教育 単位認定講座

知の宝庫 TAP 実務セミナー

会場 AP大阪淀屋橋
（京阪本線淀屋橋駅中央改札口徒歩約2分）

時間 14:00-17:00（受付開始13:30）

受講料 25,000円（資料代・税込み）

定員60名様限定　各会員割引あり

講師紹介

金井公認会計士・税理士事務所
代表／公認会計士／税理士

金井 義家氏

〈プロフィール〉
1973年　東京都生まれ。早稲田大学政治経済学部卒
1996年　株式会社北海道拓殖銀行入社
1998年　東京都庁入庁
2003年　新日本有限責任監査法人入社。大手企業の監査経験を積む。
2009年　税理士法人タクトコンサルティング入社。税理士として資産税に係る幅広い実務をこなす。
2014年　独立。金井公認会計士・税理士事務所代表。
資産税のプロフェッショナルとして活躍中。
公益社団法人全国野球振興会（日本プロ野球OBクラブ）監事など役職多数。
「相続対策で消える富裕層、生き残る富裕層」（日本法令）他執筆多数。

ごあんない

自社株対策は、多くの会社にとって社運をかけた重要な課題になっています。しかし普段は使わない資産税の知識が必須になることから、税理士が安易に対策提案をした結果、顧客から損害賠償請求が起こされる事例が続出しています。また税理士自らが提案しなくとも、外部からおかしな提案が持ち込まれ、結果的に税理士の責任が問われる事態も十分に考えられます。本講義では事例を中心に、自社株対策が税理士にどのようなリスクをもたらすかについて解説していきます。

講座内容

1. 相続税対策を提案した税理士法人に多額の損害賠償請求が起こされた事例
2. 形式的には要件を満たしていた「配当還元価額」が、税務調査で否認された事例
3. 金融機関提案の自社株対策が税理士にもたらす大きなリスク
4. 税理士が損害賠償から身を守るにはどうしたら良いのか

セミナー詳細・お申込は、ホームページからでもご利用可能です。➡ TAP実務セミナー 検索

各会員割引
※1 無　料：大阪定額制クラブ会員、東京定額制クラブ会員、TAP実務セミナー利用券使用、TAPチケット10使用
※2 20％ off：TAP実務家クラブ会員、相続アドバイザー協議会認定会員

FAXでのお申し込みは　≫　FAX：03-3208-6255

12月12日開催
『＜大阪開催＞法令･通達から読み解く 自社株対策のリスク』
受講申込書

ご記入月日	平成　　年　　月　　日		
ふりがな 事務所名 または会社名			
事業所または 会社所在地 ご住所	〒		
ご連絡先	TEL 携帯電話など必ず連絡がつく先をご記入ください。	FAX	
ふりがな 参加者名		E-mail	
業種	□弁護士　□税理士　□公認会計士　□司法書士　□不動産鑑定士 □行政書士　□社会保険労務士　□土地家屋調査士　□中小企業診断士　□FP □金融機関　□証券　□保険　□コンサルティング会社 □不動産業　□住宅･建設　□その他（　　）	認定区分に○印 AFP･CFP® 番号	
□大阪定額制クラブ会員　□左記以外の会員　□一般　□TAP実務セミナー利用券使用〔No.　　〕			

● 本書･受講申込書をコピーし、必要事項をご記入の上、FAXにてお申込下さい。「受講申込書」が届きしだい参加者様宛に、折り返し「受付確認書」をFAX致します。
● お申し込み多数の場合は、事前に締め切らせて頂きますので予めご了承ください。

〈会場〉AP 大阪淀屋橋

[所在地] 大阪市中央区北浜3-2-25 京阪淀屋橋ビル3F･4F

[交通アクセス]

地下鉄御堂筋線「淀屋橋駅」北改札より徒歩約3分

地下鉄堺筋線「北浜駅」北改札1A出口より徒歩約5分

京阪本線「淀屋橋駅」中央改札口徒歩約2分

京阪本線「北浜駅」中央改札口徒歩約5分

NPO法人　日本ファイナンシャルプランナーズ協会
法人賛助会員･継続教育認定単位研修機関

TAP　株式会社 東京アプレイザル

〒169-0075　東京都新宿区高田馬場1-31-18 高田馬場センタービル3階

TEL.0120-02-8822　FAX.03-3208-6255［担当:藤江･柴田］
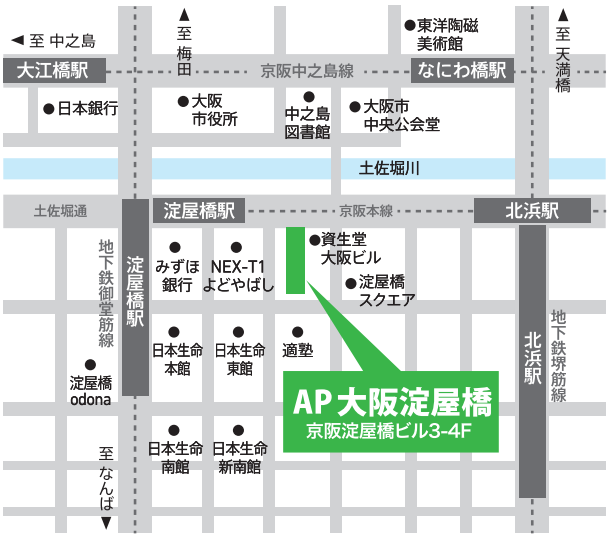
https://www.t-ap.jp　seminar@t-ap.jp